

## 社会福祉法人はるにれの里 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はるにれの里役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、評議員、監事および顧問をいう。

### (役員等の報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会等に出席したとき、または法人業務を行ったときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の別の業務を行った場合であっても、報酬および実費弁償費は支払わないものとする。

2 報酬等の支払については、出席の都度、現金支給とする。

### (役員等の旅費)

第4条 役員等が職務のため出張した場合は、当該役員等に対し旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現にとった経路及び方法によって計算する。

4 旅費の支給を受けようとする者は、別に定める請求書に必要な書類を添えて、会計責任者に提出しなければならない。

(2) 概算払いに係わる旅費の支給を受けた者は、当該出張を完了した後2週間以内に概算払精算書により旅費の精算をしなければならない。

(3) 会計責任者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。

5 第4項1号に規定する必要な書類は、次項以降に掲げる旅費の場合の職務上の必要事情を証明する書類とする。

6 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金並びに座席指定料金による。

(2) 急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り支給する。

1) 特別急行列車を運行する路線による出張で、片道100km以上のもの

2) 普通急行列車を運行する路線による出張で、片道50km以上のもの

(3) 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で、100km以上のものに該当する場合に限り支給する。

7 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による出張の場合には、その上級運賃

- (2) 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路により出張する場合には、前各号に規定する運賃のほか座席指定料金
- 8 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
- 9 役員等に日当を支給する。  
 (2) 日当の額は、出張中の日数に応じ別表2の定額による。
- 10 宿泊料の額は、出張中の夜数に応じ、別表2に定める金額を上限として宿泊に要した実費を支給する。
- 11 法人本部及び事業所の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

付則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する  
 一部改定 平成30年 4月 1日（報酬等の支払について）

別表1（日額）

| 名 称           | 報 酬     | 実費弁償費  |
|---------------|---------|--------|
| 理事会・評議員会出席報酬等 | 10,000円 | 2,000円 |
| 業務報酬等         | 10,000円 | 2,000円 |

別表2

| 区 分    | 日 当<br>(1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) |         |
|--------|----------------|-------------|---------|
|        |                | 道 内         | 道 外     |
| 役員等の出張 | 6,000円         | 11,000円     | 12,000円 |

注1 指定された研修会等の宿泊料は、指定料金実費額を支給する。

2 日当には、市内および近郊の交通費を含む。